

短期被保険者証、資格者証明書の発行状況

1. 短期被保険者証

- (1)被保険者証の有効期間が、通常(1年)より短いもの。宮代町は6ヶ月
 (2)短期被保険者証の交付を窓口で行うことにより、納税相談の機会の確保を目的とする。

(3) 交付要件

前年度以前の国民健康保険税の滞納額が30万円以上でかつ 次の4つの条件のいずれかに該当する場合に交付

- ①督促及び催告を発しても一向に納付しないとき
- ②納付誓約を交わしても正しく履行しないとき
- ③前3つに掲げるもののほか滞納金額の減少に努めないとき

(4) 交付数

| 交付時期 | 交付件数 | 窓口来庁件数 |
|---------|------|--------|
| H30. 4 | 73 | 35 |
| H30. 10 | 64 | 33 |
| R 元. 10 | 51 | 現在実施中 |

2. 資格者証明書

- (1)被保険者証に代わり交付されるもので、被保険者資格を有することを証明するもの。
 (2)この証明書で医療を受ける場合は、医療費の全額を一旦自己負担することになる。この場合、支払った医療費は後日申請することで、本来の自己負担分を除いた額の払い戻しを受けられる。

(3) 交付要件

短期被保険者証が交付されている者(過去も含む)でかつ 次の2つの条件に該当する場合に交付(有効期間1年)

- ①国保税の納期限の日から1年が経過する日までに国保税の納付がなく、且つ6ヶ月以上納税相談が無いとき
- ②前年度において医療機関等で被保険者証を使用し、保険給付を受けた場合

(4) 交付数

交付時期 H30. 10 交付件数 2